#### 9月は健康増進普及月間

# からだにいいことはじめよう

## 野菜もう一皿 運動あと10分

#### 新宿区民の65歳健康寿命

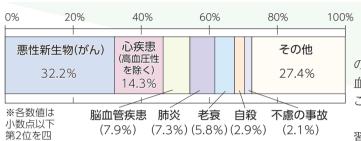
65歳健康寿命とは、65歳の人が介護 や支援を必要とせずに過ごせる期間の ことで、65歳の人の平均余命との差を 障害期間としています。

超高齢社会を迎えた今、平均余命だ けでなく、健康寿命を延ばすことが重 要です。いつまでも生き生きと生活で きるよう、健康づくりに取り組んで健 康寿命を延ばしましょう。



■65歳の平均余命(65歳の人が何歳まで生きるかを示したもの) ■65歳健康寿命(要支援1以上を障害期間と規定し算定したもの) ※各数値は小数点以下第3位を四捨五入

【出典】東京都福祉保健局



【出典】東京都福祉保健局「人口動態統計平成26年」

#### 新宿区民の死亡原因

新宿区民の死亡原因第1位~3位 の[悪性新生物(がん)][心疾患][脳 血管疾患」は生活習慣が原因で起 こる生活習慣病です。

若いころからの生活習慣で生活 習慣病を予防することが重要です。

新宿区民が 要介護に なる原因

捨五入

介護が必要になった原因は、男性は「脳血管疾患」「高齢による衰弱」、女性は 「骨折·転倒」「関節の病気」「高齢による衰弱」が上位を占めています(「平成26年 度 新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査報告書」より)。

健康で活動的な高齢期を迎えるためにも、男性は生活習慣病対策、女性は丈 夫な骨作りと筋力の維持向上に若いうちから取り組むことが大切です。

9月は、生活習慣病や運動・食事などの生活習慣を改善することの大 切さを再認識し、健康づくりを進めるための「健康増進普及月間 |です。 生涯にわたり、心身ともに健康に暮らし続けるために、自分に合った健 康づくりを始めましょう。

今回は新宿区民の健康に関する統計等から健康づくりを考えます。 【問合せ】健康づくり課健康づくり推進係(第2分庁舎分館1階)☎(5273) 3047·**(**(5273)3930^

# に応じた健康づく切を

死亡原因や要介護の原因からみて、年齢や性別に応じた健康 づくりを進めることが大切です。区では、年代別に健康づくりを 周知するロゴマーク(下記)を作り、区民の皆さんの健康づくりを 応援しています。

食事や運動など日々の過ごし方で、健康寿命を延ばすことがで きます。ご自身に合った健康づくりを実践してみてください。

●青壮年期は…生活習慣病予防のために、食事は1日に350g 以上の野菜 (小鉢5皿分に相当)を食べることが推奨されていま す。平均的な日本人は、あと1皿これに足りません。



運動は、1日当たり男性で約9,000 歩、女性で約8,000歩相当の歩行が目 標です。平均的な日本人の歩数から考 えると足りないのはあと1,000歩で、 時間にして10分程度です。

●**高齢期は・・・**元気でいきいきとした生活を続けるためには、 筋力や心身の活力を維持することが大切です。筋肉を作る肉や 魚などのタンパク質等も摂り入れながら、バランスの良い食事を 摂るように心掛けましょう。

また、適度な運動は呼吸や心臓など の循環器によい影響を与え、認知症の 予防にも有効です。あちこち出かけて 日常の運動量を増やしましょう。



どは、

、がけ等に大きな被害を及ぼすこ

からの季節

、台風・集中豪雨な

#### マイナンバーカードを申請した方へ

### 交付通知書が届いたら 予約の 受け取りにおいでください

【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) **☎**(5273)3601·**Ⅲ**(3209)1728**△**。

ナンバーカードの受け取り場所・日時を予約 上、受け取りにおいでください 予約が必要です ます。交付通知書に同封の案内に従 (本庁舎1階)のほか マイナンバーカー ーカ は、 、特別出張所でも受け 戸籍住民課住民記! 受け取り おおむ 交付 通 ね1 知書 ほ か 月でお送り 申請から

交付申 る準備が整 区市町村に納品します。区ではカードを交付 -請を受け、カードを一括して作成し、各 団体情報システム機構 次第、「交付通知書」を順次お送 ーカード (個人番号カー ま L I S

は

が地

過ぎてもしば

し、マイナンバーカードの申請後に新宿区外に

らくは受け付けています。ただ

ません。詳しくは、戸籍住民課へお問い合わ 転出した方、在留期限を更新した方は受け取れ

してい

り、交付通知書をお送りするまでに時間 で交付通知書をお送りできるようになりました。 これまでマイナンバ いたことや、J 、現在は申請からおおむ | L I S の ーカー システム障害によ ドの申請が集中 を要 月

開設

毎月第4日曜日に交付窓口

### 取 平日受け取れない方へ

【開設場所】本庁舎1階2番窓口 ※特別出張所には開設しません。

下記日程でもカードを受け取れます

9月11日に臨時交付窓口を まで) 後4時まで) 後5時(受け付けは午後4時 時~午後5時(受け付けは午 開設 25日の日曜日午前9時~午 日、10月23日、11月27日、12月 【開設日時】8月28日、9月25 開設日時』9月11日印午前

交付通知書の裏面に記載された交付期限を

早めに受け取りにおいでください でに交付通 知書を受け取った方は

#### 集中豪雨のとき地下室・半地下室は危険です 地下室等は避け、安全な場所に避難してください。

**②**地上が冠水すると電気**③**地上が冠水すると電気 が流れ込んできます 地上が冠水すると一 水圧でドアは開 地下室では外の様子が分 気が消えます

きません

⑥ 地盤が沈下していませい (静水抜き穴(排水パイプ)

地盤が沈下していませんか水抜き穴(排水パイプ)はあり

④ 擁壁の亀裂や、ず与えていませんか

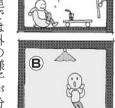
擁壁の亀裂や、ブロ 擁壁に膨らみが見られませ

ック ませ、

目

地

h 等 か 0



**2** \$

対付木の

根やツタな

どが擁壁に悪い影

響を

か1

擁

や擁壁

山しているの上部

1,6

ら水が浸み出





ご自宅の周囲のがけ・

擁壁の点検を

また、改修を検討する場合にアドバイ とが予想されます。日ごろから点検・対 設する際の工事費を助成しています。 区では、擁壁等の所有者に改修・新

> **(3209)9227** す。詳しくは、お問い合わせくださ [本庁舎8階]

【問合せ】建築指導課構造設備扣 (5273)374当

がけや地下室・半地下室のある建物

の安全

認

## 災害に強いまちづくりを進めています

対策を行う改修工事(一部が対 3階建て以上等一定の要件を満た 宅等)で、床面積が千㎡以上・地上 ×23%×3分の2(上限4万円) 策済みの 置されている建築物の所有者等 す建築物に設置されたエレベー 案内しています。 当(本庁舎8階)☎(5273)3 置の設置 修工事) 【助成対象工事】次の全ての防災 で一定の要件に該当する個人・ 方が利用する用途(ホテル・共同住 い。新宿区ホームページでもご 【助成対象者】エレベーター 【対象となるエレベーター】多くの ▼P波感知型地震時管制運 【助成金額】防災対策改修工事費 (問合せ】建築指導課構造設備担 主要機器の耐震補強措置(A14) 戸開走行保護装置の設置 しくは、お問い合わせくださ 成の要件や手続きの方法等 場合は、残る全ての改 転装 が設

古紙配合率70%白色度70% 再生紙を使用しています。